

裁定書

申立人

名称：株式会社ドワンゴ

代表取締役 小林 宏

住所：東京都中央区日本橋浜町二丁目3 1 番 1 号

代理人：弁護士 林 康司

同 網野精一

同 中村 閑

登録者

氏名：高野 大

住所：不詳

日本知的財産仲裁センターの紛争処理パネルは、JPドメイン名紛争処理方針、JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・提出された証拠に基づいて審理をした結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「DOWANGO.JP」の登録を申立人に移転せよ。

2 紛争に係るドメイン名は「DOWANGO.JP」である。

3 手続の経緯

別記のとおり

4 当事者の主張

a 申立人の主張

(1) 申立人

申立人は、ネットワークエンターテイメントコンテンツ及びシステムの企

画、開発、運用、サポート及びコンサルティングを主要事業として、平成9年に設立され、東京証券取引所市場第一部にその株式を上場している株式会社である（甲1～3）。

申立人は、その設立以来、「DWANGO」及び「ドワンゴ」のブランドネームの下、携帯端末向けコンテンツ事業やネットワークゲーム事業を中心に様々なコンテンツ事業を展開してきた。特に携帯電話向けコンテンツ配信サービスの分野においては、高品質な着信メロディを強みにした総合着信メロディサイト「いろメロミックス」の配信を平成13年に開始し、この「いろメロミックス」はいわゆる携帯電話世代からの圧倒的支持を受け、平成17年には利用者数400万人という規模にまで成長している（以上につき甲2）。

(2) 申立人の商標登録

申立人は、次の登録商標を有している（甲4～6）。

(A) 商標：ドワンゴ

登録番号：4822657

登録日：平成16年12月3日

出願日：平成16年3月30日

指定商品：第9、38、41、42類

(B) 商標：DWANGO

登録番号：4822658

登録日：平成16年12月3日

出願日：平成16年3月30日

指定商品：第9、38、41、42類

(C) 商標：dwango

登録番号：4822659

登録日：平成16年12月3日

出願日：平成16年3月30日

指定商品：第9、38、41、42類

申立人は、以上の他にも、「ドワンゴ」「DWANGO」「dwango」の文字列を含む商標について多数の商標登録を有している（登録4457291号、登録4471152号、登録4579410号、登録4653691号。甲

7～10)。

(3) 申立人の商標の著名性

申立人は、平成9年の会社設立以来、「DWANGO」及び「ドワンゴ」の標章を用いて、「いろメロミックス」関連のコンテンツ提供事業を14種、ゲーム等その他のコンテンツ提供事業を13種、計27種の事業の企画・開発・配信を行っており(甲11)、利用者数約400万人という数字に端的に表れているとあり、全国の極めて多数の需要者にサービスを提供している。

また、申立人は、「DWANGO」「ドワンゴ」の名称について、全国の放送局を通じて毎月約200本のTVコマーシャルを放映している。

また、申立人は、「倅田來未」や「安室奈美恵」などの著名アーティストとのタイアップ事業を積極的に推進している(甲12)。申立人の「DWANGO」「ドワンゴ」「DWANGO いろメロミックス」「ドワンゴ いろメロミックス」などの名称は、このような積極的な広告宣伝手法によって需要者間に強い著名性を獲得するに至っている。

これらに加えて申立人は、スポーツイベントやコンサート等の主催・協賛を通じた広告宣伝活動も広く行っている(甲13の1～3)。また、多数の著名アーティストを擁する音楽ソフト会社であるエイベックス社が毎年開催している大型コンサート「a-nation」について申立人は平成14年の第1回以来公式協賛スポンサーとなっている(甲14)。

その他、申立人は、ウェブサイト、ラジオ等の各種広告宣伝活動を行っており(甲15～17)。「DWANGO」及び「ドワンゴ」の表示が申立人の商号及びその営業表示として若年層や青年層を中核とする需要者の間で極めて著名な商標ないし営業表示であることは明らかである。

以上の事実は、インターネット検索エンジンにおいて「ドワンゴ」及び「DWANGO」の語を含むウェブサイトを検索した結果からも裏付けられる。すなわち、インターネット検索エンジン「Google」によれば、「ドワンゴ」について約60万5000件、「DWANGO」について約30万5000件、同じく「Yahoo」によれば「ドワンゴ」について約49万件、「DWANGO」について約36万件のウェブサイトが検索され、そのいずれもが申立人の会社またはその事業に関するものであり(甲18～21)。「DWANGO」及び「ドワンゴ」の表示が申立人の商号及びその営業表示として著名なものであるこ

とは明白である。

(4) 登録者によるドメイン名の登録

登録者はドメイン名「DOWANGO.JP」(以下「本件ドメイン名」という)をJPRSに登録している(甲22)。

(5) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほどに類似していること

本件ドメイン名「DOWANGO.JP」は、トップレベル・ドメイン部分(.JP)を除くと、その要部は「DOWANGO」であるところ、申立人の登録商標である「DWANGO」とは、「O」の一文字がDとWの間に付加されている点を除き同一であり両者は酷似している。

また、本件ドメイン名「DOWANGO」に接した一般的な日本人は、これを「ドワンゴ」と称呼することは明らかであり、この称呼は申立人の登録商標「ドワンゴ」と同一である。また前述のとおり、申立人の商標「DWANGO」の我が国における呼称ないしカタカナ表記が「ドワンゴ」であることは需要者の間で周知である。

申立人の商標である「ドワンゴ」をローマ字表記すると本件ドメイン名の要部と同じ「DOWANGO」となることから、実際にも需要者において誤認・混同を極めて生じやすく、この誤認・混同は現実に数多く生じている。例えば、インターネット検索エンジンにおいて「DOWANGO」の語を検索すると、「Google」では約1450件、「Yahoo」では約800件ものウェブサイトが検索され(甲23、24) 検索される各ウェブサイトにおいては申立人の会社や事業を指し示す言葉として「DOWANGO」との表記が(誤って)使用されている(甲25の1～15)。

このように、本件ドメイン名が申立人が権利を有する商標及びドメイン名と混同を引き起こすほどに類似していることは明らかである。

(6) 登録者が本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有していないと考える理由

「DWANGO」や「ドワンゴ」について申立人が有している商標権や過去及び現在にわたり行っている活動、これらの商標の我が国における著名性(特にインターネット分野における高度の著名性)から考えて、本件ドメイン名を取得しようとした登録者が、その登録時に申立人の上記商標を知らなかつ

たということは経験則上あり得ない。

また、申立人商標である「DWANGO」は、「Dial-up Wide Area Network Gaming Operation」の各頭文字を並べた申立人の造語であって、辞書等に記載された単語ではなく（甲26）、商標やドメイン名として容易に発想・選択されるようなありふれた語ではない。また、申立人と登録者との間には一切の資本関係、取引関係、業務提携関係は存しておらず、かつ、登録者の氏名と本件ドメイン名との間に関連性を見出すこともできない。

申立人が調査した限り、登録者は我が国において「DOWANGO」もしくはこれに類する商標登録または商標登録出願を行っていない。また、申立人の知る限り、登録者は未だウェブサイトを開設しておらず、本件ドメイン名はJPNICにおいて単に登録され、登録者によって保有されているのみである。

また、登録者が「DOWANGO」またはこれに類する名称を用いて営業活動または私的活動を行っている事実は申立人の知る限り認められず、少なくとも一般にそのように認識されているという事実は一切存しない。

以上より、登録者は、本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有していないと考えられる。

(7) 本件ドメイン名が不正の目的で登録または使用されていると考える理由

前述のとおり、申立人の商標の我が国における著名性や、当該商標が「ありふれた名称」ではなく、むしろ相当程度の特異性、独自性を有することからすれば、登録者が申立人の商標を知らず、これと無関係に本件ドメイン名を偶然に登録したということは考えられない。また、登録者が本件ドメイン名について正当な権利ないし利益を有していないと解されることは前述のとおりである。こうしたことを客観的に見た場合、登録者の意図ないし目的は、申立人の商号・商標と類似する本件ドメイン名を登録することにより何らかの経済的利益を得ることにあると考えざるを得ない。このことは例えば、登録者がJPRSの公開情報上自らの住所や連絡先を明らかにしていないという「匿名性」にも現れていると言うべきである。

申立人の商号・商標の著名性、本件ドメイン名における「DOWANGO」と申立人の商号・商標との間の誤認混同の事実（この誤認混同が単なるおそれではなく、現に生じていることについては前記（4）参照）からすれば、登

録者による本件ドメイン名の使用が未だ無く、単にドメイン名の登録がなされているだけであっても、その登録を保有し続けること自体が申立人のインターネット上での使用妨害となるから、本件ドメイン名は不正の目的での登録であると認められるべきである。貴仲裁センターにおける先例においても同様の判断が多く的事案でなされており、正義に適った適切な判断と言うべきであるが、本件もこの法理がまさしく該当する事案である。

以上のとおり、本件における登録者は、申立人の著名な商標・商標やドメイン名と酷似することを認識した上で、これを模倣し、申立人の業務上の信用及び顧客吸引力にフリーライドするか、または申立人から対価を得るという不正な目的で登録を行ったと認められ、本件ドメイン名は不正の目的で登録されたものである。

b 登録者

登録者によって答弁書は提出されなかった。

5 争点および事実認定

I. 本件裁定の利益

登録者は、2006年11月20日及び24日に、申立人代理人及び日本知的財産仲裁センターに対し、本件ドメイン名について廃止申請をしたが、JPRSの指定事業者より本件紛争中につき廃止申請を受理しないとの連絡を受けた旨の電子メールを送付した。また、JPRSは、処理方針第7条（現状の維持）及び「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」第26条の規定により、廃止手続を行うことはできず、これを実行する意思はない旨の言明をしている。したがって、本件ドメイン名の登録は現に存続している。

本件パネルとしては、登録者による廃止の意思表示の真偽に係る証拠がないこと、登録者は廃止意思を有しているとすればその旨の答弁をする機会を有していたこと、上記電子メールによる連絡は裁定予定日のわずか1週間前という時機になされていることをも勘案し、現に本件ドメイン名の登録が存続している以上、本件申立人には、なお裁定を受ける利益が存するものと解する。なお、本件同様の状況において、JP2002-0006裁定が同様の判断を示している。

II. 争点および事実認定

規則第15条(a)は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

方針第4条aは、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

- (1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (2) 登録者が、ドメイン名の登録についての権利又は正当な利益を有していないこと
- (3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

なお、本件においては、上記のとおり、登録者は答弁書を提出しなかった。このような場合、手続規則は、「もし登録者が答弁書を提出しないときには、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとする。」(5条(f))と定めるとともに、「すべての事件において、両当事者が平等に扱われ、各当事者のそれぞれの立場を表明する機会が公平に与えられるよう、パネルは努力しなければならない。」(10条(b))、「いずれかの当事者が本規則の規定もしくは要件またはパネルの要請を履行しないとしても、パネルは適切と思われる判断を下さなければならない。」(14条(b))とも規定している。したがって、パネルは、単に答弁書が提出されなかったことをもって、申立人の主張事実を登録者が自白したものとみなすことは許されず、証拠に基づいて合理的に判断すべきものと解される。なお、WIPOにおけるUDRP下の裁定においても、登録者の答弁書不提出は、パネルに対し不利な影響を与えうるが、自動的に申立人の主張を認める結果をもたらすものではないとの理解がパネルの総意とされている(WIPOウェブサイト内の「WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions」4.6)。

a 要件(1)について。

申立人は、「ダウンゴ」の文字からなる商標(登録第4822657号-甲第

4号証)「DWANGO」の文字からなる商標(第4822658号-甲第5号証)及び「dwango」の文字からなる商標(第4822659号-甲第6号証)に係る商標権者である。

他方、本件ドメイン名「DOWANGO.JP」の構成中、「.JP」の部分は国別コードに過ぎないから、識別機能を有する部分(要部)は「DOWANGO」にあることが明らかである。

申立人の上記登録商標「ドワンゴ」「DWANGO」「dwango」は、いずれも「ドワンゴ」と称呼され、本件ドメイン名の要部「DOWANGO」の称呼と同一である。また、申立人の商標「DWANGO」と本件ドメイン名の要部「DOWANGO」の差異は、中間における「O」の存否のみであり、外観上も類似している。

また、申立人の商標及び本件ドメイン名の要部は、いずれも特定の意味を有さず、したがって、両者が観念によって区別されるということもない。

よって、本件ドメイン名は、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と混同を起こすほど類似するということができる。

b 要件(2)について。

本件ドメイン名の構成は、前記のとおり、「DOWANGO.JP」であるが、登録者は「高野 大」であって、これらの間には表示上の関連は全く認められない。

さらに、次の事実が認められる。

申立人は、平成9年の会社設立以来、「DWANGO」及び「ドワンゴ」の標章を用いて、「いろメロミックス」関連のコンテンツ提供事業を14種、ゲーム等その他のコンテンツ提供事業を13種、計27種の事業の企画・開発・配信を行っていること(甲第11号証)、「倅田來未」や「安室奈美恵」などの著名アーティストとのタイアップ事業を積極的に推進していること(甲第12号証)、スポーツイベントやコンサート等の主催・協賛を通じた広告宣伝活動も行っていること(甲第13号証)、ウェブサイト、ラジオにおいて広告宣伝活動を行っていること(甲第15-17号証)が認められるほか、インターネット検索エンジン「Google」によれば、「ドワンゴ」について約60万5000件、「DWANGO」について約30万5000件、同じく「Yahoo」に

よれば「ドワンゴ」について約49万件、「DWANGO」について約36万件的ウェブサイトが検索され、これらが申立人の会社ないし事業に関するものとみられること（甲第18-21号証）から、「DWANGO」及び「ドワンゴ」の表示は、申立人の商号及び商標として著名となっていることが認められる。申立人の商号の要部及び上記商標「ドワンゴ」「DWANGO」「dwanngo」は、いずれも一般に使用されていない造語と認められる。

申立人の主張のとおり、特許庁「特許電子図書館（IPDL）」によれば、登録者は、わが国において「DOWANGO」に係る商標登録または商標登録出願を行っていないことが認められる。

申立人主張のとおり、少なくとも「<http://www.dowango.jp>」をアドレスとするウェブサイトは開設されていないことが認められる。

以上の事実から、登録者が、本件ドメイン名「DOWANGO.JP」の登録についての権利又は正当な利益を有しているとは認めることができない。

c 要件（3）について。

登録者は、答弁書を提出していないので、登録者が本件ドメイン名「DOWANGO.JP」の登録を取得した目的を直接知ることができない。

しかしながら、上記5II. b 及び で認定した事実に照らせば、登録者が、申立人の著名な商号・商標と無関係に本件ドメイン名を採用したとは、到底認められない。

すなわち、申立人の商号・商標は造語であること、この商号・商標はすでに著名となっているものと認められること及び本件ドメイン名がこれに酷似するものであることを考慮すると、登録者は、申立人商号・商標の有する信用にただ乗りすることによって、又は、申立人から対価を得ることによって、不正の利益を得る目的で登録を行ったものと推認される。

さらに、申立人が提出した日本知的財産仲裁センター・センター長宛上申書及びその添付書類によれば、2006年10月24日に本件ドメイン名の所有者を名乗る「有限会社シー・アール・シー・エム」の取締役中山敦より申立人代理人に対し本件ドメイン名を譲渡する旨の電子メールによる連絡があり、同10月26日には同中山敦より「取得費用等の対価で株式会社ドワンゴ様へ譲渡します」等と記載した電子メールによる連絡があり、その後登録者「高野大」を名乗る

者から上記会社に本件ドメイン名を譲渡し、譲渡の手続きを行っている旨の電子メールが送信されたことが認められ、これに反する証拠はない。

しかして、この一連の連絡は、本件及び本件申立人代理人の連絡先を知った者によって、本件申立に係る手続開始日である 2006 年 9 月 28 日以後になされているから、登録者本人及びその関係者からのものと解するのが合理的である。

これによれば、登録者は、本件ドメイン名を「有限会社シー・アール・シー・エム」に譲渡し、同社はこれを申立人に転売しようとしており、上記のとおりその対価として「取得費用等」という取得費用を超える金額を請求しようとした事実が認められるうえ（これは、処理方針 4 条 b.(i)の事情に相当する）同社が自ら本件ドメイン名を使用する意思なく直ちに転売を図ったことに照らせば、この転売は単に同社に關係する登録者が対価のつり上げのために行おうとしたものであることが窺われる。

さらに、その後前記 5 . I 記載のとおり、登録者と名乗る者より、2006 年 11 月 20 日及び同 24 日に申立人代理人及び日本知的財産仲裁センターに対し、本件ドメイン名の廃止をする旨の電子メールが送られたが、上記の転売に係る状況を併せ考えると、その意思表示には到底信を措くことができず、また、その意思を裏付ける証拠もない。したがって、この電子メールによる意思表示を本件紛争処理において考慮することはできない。

以上のような状況及び事実、とくに本件ドメイン名の対価を得るために本件手続開始後に直接申立人代理人に接触を図ったという事実並びに登録者が答弁書を提出しなかったという事実を含めて総合的に勘案すれば、登録者の本件ドメイン名は不正の目的で登録されているものと言わざるを得ない。

6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「DOWANGO . JP」が申立人の商標その他表示と混同を引き起こすほど類似し、登録者が、ドメイン名について権利又は正当な利益を有しておらず、かつ、登録者のドメイン名が不正の目的で登録されているものと判断する。

よって、処理方針第 4 条 i に従って、ドメイン名「DOWANGO . JP」を申立人に移転するものとし、主文のとおり裁定する。

2006年11月27日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

大島 厚

単独パネリスト

別記 手続の経緯

(1) 申立書受領日

2006年9月22日(電子メール)

2006年9月25日(郵送)

(2) 料金受領日

2006年9月22日 金189,000円(消費税込)入金

(3) ドメイン名、登録者の確認日

2006年9月22日 センターの照会日(電子メール)

2006年9月25日 JPRSの確認日(電子メール)

確認内容

1) 申立書に記載の登録者はドメイン名の登録者であること

(4) 適式性

センターは、2006年9月27日、補正申立書が JPNIC の処理方針、規則、補則の形式要件を充足することを確認した。

(5) 手続開始日 2006年9月28日

手続開始の通知 2006年9月28日

JPNIC 及び JPRS へ(電子メール)

申立人代理人へ(FAX、電子メール及び郵送)

(6) 登録者・登録担当者への送付、内容及び到達

1) 2006年9月28日、センターは申立書及び申立通知書を登録者及び登録担当者へ郵送した。

2) センターは、答弁書提出期限が2006年10月27日であることを通知した。

3) 2006年9月28日、登録者は、電子メールにて、申立書及び申立通知書を受領した。郵便物は、不在のため返却された。

(7) 答弁書の提出の有無及び受領日

提出無

(8) パネリストの選任

申立人は1名パネルを要求

中立宣言書を受領日 2006年11月9日

パネリスト

大島 厚 2006年11月6日

(9) 上申書の提出及び受領日

センターは、2006年11月6日に申立人代理人より上申書を受領した。パネリスト及び登録者に同日付で郵送した。

(10) 紛争処理パネルの指名及び予定裁定日の通知日 (JPNIC、JPRS 及び両当事者へ)

2006年11月6日 (FAX、電子メール及び郵送)

裁定予定日 2006年11月27日

(11) センターは、2006年11月20日、登録者からドメイン名登録破棄申請を行った旨の連絡を受けた。これに関して、JPRS に問い合わせたところ、「紛争処理手続中のドメイン名に対する登録者からのドメイン名廃止手続きは、JPRS では受け付けません」という回答を受け、申立人と登録者にその内容を通知した。さらに、2006年11月24日、登録者から無条件で廃止する意向である旨が再度通知された。

(12) パネルによる審理

2006年11月27日 パネルによる裁定